

第3回 平成29年度
六級海技士（航海）第一種短期養成4.5ヶ月コース

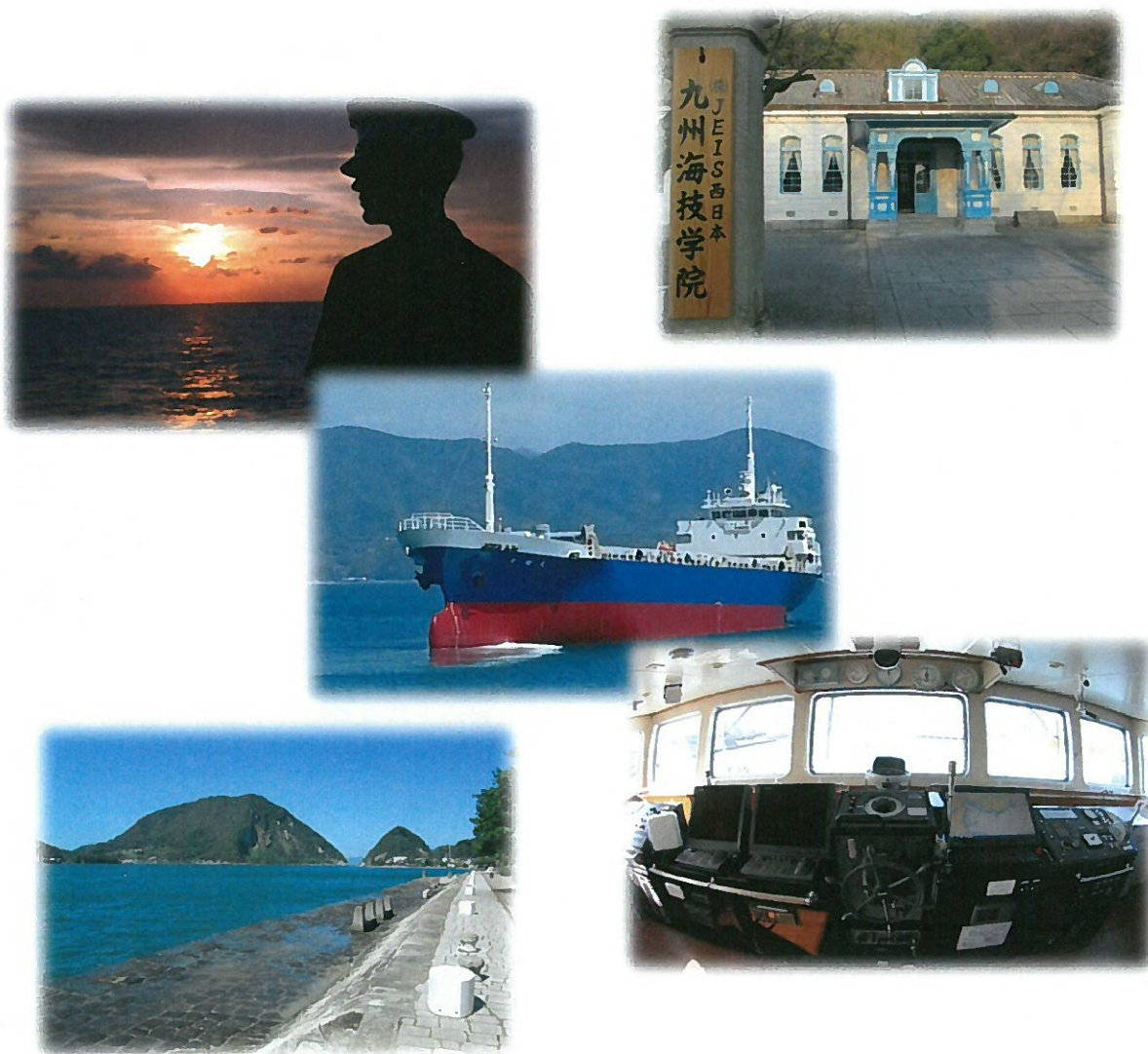
募集要項

～ 航海士・船長への道 ～

航海士や船長になるために、社会人をはじめ高等学校を卒業した方や同等の能力を有する18歳以上を対象にしたコースです。

本コースは、座学と社船実習（民間の商船）の訓練により、海運業界が求める専門技術や即戦力化に対応した「民間完結型の六級海技士（航海）養成制度」を導入して行います。

座学2.5ヶ月と社船実習2ヶ月を修了され、その後6ヶ月の乗船勤務を経て、身体検査基準に合格することで六級海技士（航海）の免状が取得できます。



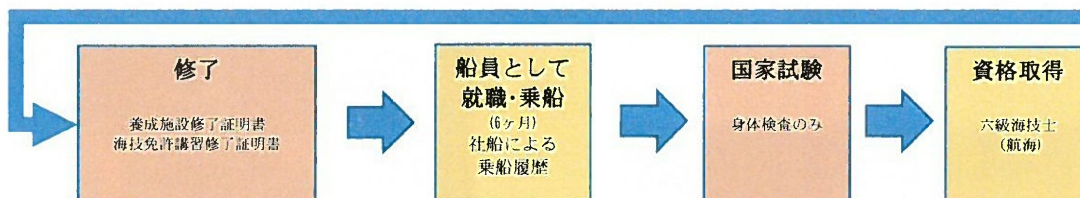
1. 募集課程・定員・履修期間

募集課程	定員	履修期間
六級海技士（航海）短期養成 4.5ヶ月コース	15名	4.5ヶ月

2. 履修方法

期間 4.5ヶ月 : 平成29年11月1日 ~ 平成30年3月17日（予定）

平成29年度	1月・2月	9月	10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
六級一種（航海）	募集	→			座学 11/1～1/17		社船実習 1/18～3/17	
				選考 試験	開講 11月1日			閉講 3月17日
				定員15名予定（4.5ヵ月航海コース）				



座学の2.5ヶ月は本校JEIS西日本九州海技学院にて実施し、社船実習の2ヶ月は民間の商船（実習船として認められた船舶）で実習教員（指導員として認められた航海士・船長）の指導により実施する。

3. 入学資格

受講開始日までには18歳に達し、入学試験に合格した者

4. 特典

- ・本科を修了後、甲板部航海当直部員の認定を受けることができる。
- ・在講中に海技免許講習（必須）および第二級海上特殊無線技士講習（選択）が受講できる。
- ・修了後、6ヶ月の乗船勤務履歴で六級海技士（航海）の受験資格が得られ、筆記試験免除で身体検査のみ受験し、合格すれば六級海技士（航海）免状が取得できる。
- ・船員の「公共職業訓練等」の制度が利用できる。離職後雇用保険受給資格のある者は、公共職業訓練等の指示を受けることによって、受講中に失業保険や技能手当等の受給が可能。
- ・講習中に五級海技士（航海）の筆記試験が受験できる（選択）。

5. 出願手続き

(1) 出願書類

- ① 入学願書 所定の願書を使用すること。
- ② 健康診断書 所定の診断書を使用し、医師の診断を受けること。
- ③ 写真5枚 3cm×3cm（最近3ヶ月以内に撮影・上半身脱帽正面）
※いずれも裏面に氏名・生年月日を記入し、1枚は入学願書に使用
- ④ 卒業証明書または成績証明書（卒業証書のコピー可）

(2) 入学選考料 10,800 円

次のいずれかでご納入願います

- ① 郵便払込用紙（同封の弊社専用紙）

- ② 銀行振込 北九州銀行 福岡支店
普通口座 5047861
名義 (株)日本船舶職員養成協会西日本 代表取締役 中野 隆
カニホンセンパクシヨクインヨウセイヤウカイニシホ

(3) 出願方法

上記の出願書類を入学願書在中封筒に入れて、出願期間内に送る。
入学選考料振込の控え（コピー）も同封すること。

(4) 出願上の注意

- ① 入学願書は、本人自筆により楷書ではっきり記入すること。
- ② 提出書類は、黒のボールペンまたは黒のペンを使用すること。
- ③ 一度受理した出願書類および選考料は、理由の如何を問わず返還しない。
- ④ 定員になり次第、募集を締め切る。
※最小催行人数に達しない場合は、開講しない。

6. 入学試験

- ① 入学試験日 平成29年10月25日（水）
出願期間 平成29年9月1日 ～ 平成29年10月24日
※ 出願期間内必着で郵送すること。
- ② 試験内容 午前10時より筆記試験、その後引き続き面接試験
- ③ 試験会場 JEIS西日本 九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦1193番地

7. 合格発表・入学手続き

- ① 合格発表 入学試験日の翌日に郵送にて通知する。
- ② 入学手続き 合格者に別途案内する。

8. 入学式

平成29年11月1日（水）

9. 受講料等

405,285 円 （税込み）

《内訳》	授業料	254,295 円		《内訳》		
	実習・資格費	64,530 円	→			
	乗船実習委託費	81,600 円		・救命	38,000 円	
	保険付保費			・消火	9,000 円	
	教本費	4,860 円		・レーダ観測	10,760 円	
				・六級海技士免許 申請費用	6,770 円	
				合計	64,530 円	

（注1） 選考試験の結果、合格された方は訓練開始前日までに受講料等をご納入願います。
なお、納入方法につきましては5. (2) と同じです。

（注2） 受講料等のほかに下記の別途費用が必要になります。（⑥と⑦任意）

① 実習に必要な作業服等（安全靴や帽子等の作業用品）

② 乗船実習のための移動費

③ 社船実習時の食費 80,000 円（2ヶ月分）

④ 練習船乗船 諸費用 30,000 円

⑤ 宿泊費（乗船実習時を除く）

⑥ 第二級海上特殊無線技士受講料	52,490 円
⑦ 五級海技士（航海）受験料	9,000 円

10. 講習実施機関・お問い合わせ

株式会社 日本船舶職員養成協会西日本（JEIS西日本）九州海技学院

☎ 0964-52-2451 FAX 0964-52-3041

募集 第3回 平成29年度 船員養成訓練生 六級海技士(航海)第一種 短期養成4.5ヶ月講習コース



募集期間/平成29年
9月1日～10月24日

選考日
10月25日

訓練実施期間/平成29年
11月1日～3月17日

選考

訓練実施概要

【対象者は裏面《2》で確認願います。】

選考日時	平成29年10月25日(水) AM10:00～
定員	10名
選考場所	JEIS西日本 九州海技学院
選考方法	●筆記試験 ●面接 ●その他(身体適正・書類審査)
受講のために 必要な費用	裏面参照

訓練目的	この訓練では、全く乗船経験がない方(通常では2年以上の乗船履歴が必要)でも、当訓練4.5ヶ月と社船乗船6ヶ月の合計約10.5ヶ月で『六級海技士(航海)』の資格が取得でき、船長への道が開けます。
訓練時間帯	9:00～17:00
関連資格	①海技免許講習(救命・消火・レーダー観測) ②五級海技士受験 ③第二級海上特殊無線技士 ※②③は任意受験(有料)
主な設備等	海技免許講習用の設備 帰属学生の民泊の斡旋

訓練の内容	科目	科目の内容	時間
	航海	1.航海計器 / 5.地文航法 2.航路標識 / 3.水路図誌 4.潮汐、海流 6.電波航法 / 7.航海計画	講義 / 実習 77 講義 28 講義 7 講義 / 実習 28
	運用	1.船舶構造、設備 / 2.復原性、損傷制御 6.出力装置 / 10.船位通報制度 3.当直 / 5.操船 4.気象・海象 / 7.貨物積み付け 8.非常措置・医療 / 9.搜索救助	講義 77 講義 21 講義 35 講義 42 講義 35
	法規	1.海上衝突予防法 / 2.海上交通安全法 3.港則法関係法令 4.船員法関係法令・船員法労働安全衛生規則 5.船舶職員法関係法令 / 6.海難審判法 7.船舶法関係法令 / 8.船舶安全法関係法令 9.海洋汚染・海上災害の防止に関する法律 10.検疫法関係法令	講義 / 演習 35 講義 / 演習 14 講義 7 講義 3 講義 3 講義 7 講義 1
	その他	乗船実習 就職指導	実習 245 指導 5
計			670時間

※離職後雇用保険受給資格のある者は、船員の「公共職業訓練等」の制度が利用できる。公共職業訓練等の指示を受けることにより、受講中に失業保険や技能手当等受給可能。



ジェイス
JEIS 西日本 九州海技学院

株式会社 日本船舶職員養成協会西日本

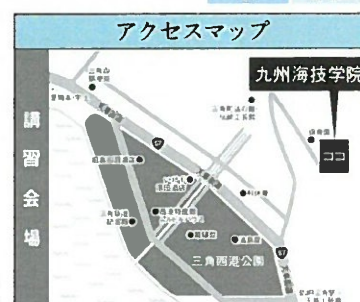
国土交通省登録

〒869-3207 熊本県宇城市三角町三角浦1193番地

TEL 0964-52-2451(代) FAX 0964-52-3041

HP <http://jeis-west.jp> E-mail kaigakakuin@jeis-west.jp

JEIS西日本 検索



☆上記『訓練内容』の他に『開講式・オリエンテーション』『開講式就職支援』等訓練の受講、就職のため必要な事項を訓練期間中に実施します。

六級海技士(航海)短期養成4.5ヶ月コースの特徴

1 特徴およびセールスポイント

- ▲内航船舶への就職において求められる六級海技士(航海士)の取得には、通常は2年間以上の乗船履歴が必要です。
この訓練コースでは、2ヶ月の乗船実習によって甲板部航海当直部員資格が取得でき、卒業後の6ヵ月以上の実務経験により、身体検査のみで六級海技士資格が取得できます。
これは現在の制度において民間完了型では最短で資格取得ができるのが特徴です。
- ▲この訓練コースは、全4.5ヶ月の訓練のうち宇城市三角町の本校において2.5ヶ月の座学および実習を行い、残り2ヶ月は貨物船やタンカーをはじめとする実際の内航船舶およびJMETS練習船(300~1,500トン級)に乗船して実習を行います。
これにより、船員としての貴重な実務キャリアを現場で形成でき、また就職におけるミスマッチを防ぐことができるのがポイントです。

2 想定している受講生様(こんな方に受講してほしい)

- ▲海が好きで憧れているが、今まで船員になるための教育を受けていない方。
- ▲短期間で、海技士資格を取得し、船員として就職を目指し、協調性と向上心のある方。
- ▲海洋環境にやさしい大量輸送手段をとっている船舶で、環境保全に貢献したい方。
- ▲船長や船舶運航管理者を目指し、目標に向かった努力することのできる方。

3 養成施設として目標とする知識・技能(スキル)

- ▲船員育成に関する法令・基準に従い、船員として調和のとれた人材育成に力を注ぎます。
- ▲海運業界や船舶の運航形態、教育科目の特色、訓練生の心身の発達段階および特性等を考慮した座学・実習カリキュラムを編成します。
- ▲実習を進めるにあたっては、訓練生にシーマンシップを育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある実践実習を展開することにより、自ら学び自ら考える力の育成を図ります。
- ▲船員としての基礎的な知識や技能、基本的な認識や価値観の確実な定着を図りつつ、訓練生それぞれの個性を生かし、海運業が求める人材の育成を目指します。

4 就職支援の内容

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 職業相談の実施 | 4. 公共職業安定所が行う就職説明会の周知 |
| 2. 求人情報の提供 | 5. 面接にあたっての指導 |
| 3. 履歴書作成指導 | 6. 船員に係る職業紹介 |

5 受講に必要な費用

1. **受講料** 405,285円 (資格取得費・教本/教材費・保険料含む)
2. **作業服・安全靴・帽子等の作業用品** (原則訓練生負担:実習船により指定の作業服が貸与される場合有)
3. **社船の費用** 実習船における実習期間中(2ヶ月)の宿泊費・寝具等の負担はないが、食費1ヶ月あたり40,000円の2ヶ月分訓練生負担。(1日あたり3食1,300円程度になる)
4. **社船乗船のための交通費** 実習船の停泊している乗船地までの交通費および下船地よりの交通費は訓練生負担。
5. **宿泊費** 通学に宿泊施設が必要な場合の費用。(実費訓練生負担)
☆本校指定の民泊およびその他宿泊施設を紹介可能(例:民宿 1泊3食付き 1日あたり4,800円)
6. **オプション講習** 下記、資格取得費用については受講生負担。
無線およびレーダーを使用する場合に必要な二級海上特殊無線技士資格(3日間52,490円)

- 訓練実施施設名 株式会社 日本船舶職員養成協会西日本(JEIS西日本) 九州海技学院
- 所在地 〒869-3207 熊本県宇城市三角町三角浦1193番地 TEL:0964-52-2451 FAX:0964-52-3041
- 問い合わせ先 ホームページ <http://jeis-west.jp> E-mail kaigigakuin@jeis-west.jp

登録船舶職員養成施設受講申込書

私は、貴社が設置する船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年 法律第149号）第13条の2第1項の規定による下記の登録船舶職員養成施設の講習を受けたいので次のとおり受講を申し込みます。

平成 年 月 日

株式会社 日本船舶職員養成協会西日本 代表取締役 様

ふりがな 氏 名	⑤	男 女	生年月日	昭和・平成 年 月 日
本 籍	(都道府県名)	通 学	自宅 その他 ()	
		宿泊斡旋希望	要 ・ 不要	
最終学歴	高校 短大 大学 その他 各種学校 専門学校			卒業 中退
現 住 所	〒 連絡先電話番号			
養成施設の種類	六級海技士（航海）第一種養成施設			
設置期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
受有する海技免状等				

（注1）当会社は、申込者が受講申込書に記載された申込者に係る個人情報を取得し、利用し、かつ個人データ内容の正確性の確保並びにこれらの保護を致します。

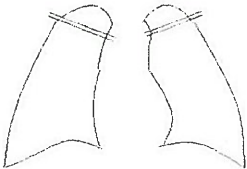
（注2）当会社は、注1の個人情報等に基づき、直接申込者に当会社の実施する更新・失効再交付講習等の講習案内を行う場合は、使用させていただきます。

（注3）申込者は、氏名欄について、氏名を記載し押印することに代えて、署名することができます。

受験種別 (該当する方に○印)	六級海技士(航海)短期養成コース
--------------------	------------------

様式第3号

健康診断書

住 所						
氏 名				性 別	男 ・ 女	
生年月日		年 月 日		年 齢	才	
既 往 症						
身体所見						
身 長		. cm		体 重	. kg	
視 力	左	. 矯正(.)		聴 力	左	
	右	. 矯正(.)			右	
胸 部 X 線 検 査	間接・直接 No. 月 日撮影 所見 			検 尿	蛋白	
					糖	
					ウロビリノーゲン	
				血 圧	～ mmHg	
総合所見						
上記のとおり診断します。 平成 年 月 日 医療機関名 所在地 医師の氏名 印						

注) 1.『身体検査合格標準表』(裏面)に基づき、医師が必要と認めた諸検査等を実施し、必要に応じた診断書を添付する。

『身体検査合格標準表』

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

1. 船員法第八十一条第三項第一号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、サル痘、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兔病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
2. 視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により実習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
3. 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、実習に適さないと認められる者
各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患
4. 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者
 - (1) 視力（万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。）
航海科は両眼共に0.5号、機関科は両眼で0.4号を明視しうること。
 - (2) 聴力
両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。
 - (3) 握力
男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は、左右共に17キログラム以上であること。
5. 色覚に異常を有する者
6. 運動機能の障害により実習訓練が困難と認められる者
7. 病後の衰弱により一定期間内の実習訓練が困難と認められる者